

決シタリ

以上謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(倉富)

別ニ御發言ナキ故直ニ採決ニ付ス

ヘシ本案賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(倉富)

全會一致可決セリ

○

議長(倉富)

次ニ

拓務省官制中改正ノ件

關東廳官制中改正ノ件

關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ

ム

報告員(三上)

謹テ審査スルニ

第一ノ拓務省官制中改正ノ件ハ滿洲ニ於ケ

ル日滿合辦通信會社ノ設立ニ關スル協定ニ

基キ近ク設立セラルヘキ滿洲電信電話株式

會社ノ業務ハ同協定ニ依リ帝國政府ニ於テ

滿洲國ト共ニ之ヲ監督スヘキモノナルカ故
ニ帝國側ニ於ケル監督權ノ所在ヲ明カニス
ル爲本案ヲ以テ拓務省官制ノ一部ヲ改正シ
テ拓務大臣ノ職權事項ニ右滿洲電信電話株
式會社ノ業務ノ監督ヲ加ヘ且併セテ右監督
ニ關スル事務ハ同省内ノ殖産局ノ分掌事項
タルコトヲ規定セムトス

第二ノ關東廳官制中改正ノ件ハ此ノ滿洲電
信電話株式會社ノ業務ニ對スル現地ニ於ケ
ル監督ハ關東長官ヲシテ之ニ當ラシムルヲ

適當トスルニ由リ本案ヲ以テ關東廳官制中
ニモ改正ヲ加ヘ關東長官ハ同會社ノ業務ヲ
監督スル旨ヲ定メムトス

第三ノ關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信
令ハ從來關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケ
ル電氣通信事業ハ官營主義ヲ採リ關東廳之
ヲ管掌ス而シテ其ノ業務ノ取扱ニ付テハ明
治三十九年勅令第二百二十九號ニ依リ内地
ノ電信法、無線電信法及電信線電話線建設條
例ヲ其ノ儘準用セリ然ルニ滿洲ニ於ケル日

滿合辦通信會社ノ設立ニ關スル日滿兩國間
ノ協定ニ依レハ電氣通信事業ハ近ク設立セ
ラルヘキ滿洲電信電話株式會社ヲシテ主ト
シテ之ヲ經營セシムルコトト爲リ所謂民營
主義ヲ採レリ仍テ此ノ新事態ニ即シ滿洲ニ
適スル法規ヲ新定スルノ必要アルヲ認メ茲
ニ前述ノ三法律ノ準用ヲ廢止シ其ノ代リニ
本勅令ヲ制定セムトスルモノニシテ本案ハ
形式ニ於テハ新令ノ制定ナレトモ實質ニ於
テハ從來準用ノ三法律ノ條項ニ若干ノ改正

ヲ加フルニ止マルモノナリ

今本案勅令ノ條規ト右準用三法律ノ條項ト
ノ相異ナル要點ヲ摘録スレハ次ノ如シ

(一) 現行規程ニ於テハ公衆通信ノ用ニ供スル
電信電話無線電信及無線電話ハ政府之ヲ
管掌スルモ本令ニ於テハ滿洲電信電話株
式會社及關東長官ノ特許ヲ受ケタル者ヲ
シテ之ヲ經營セシムルモノトス

(二) 現行規程ニ於テハ私設ノ電氣通信ニ關シ
一定ノ制限ノ下ニ公共團體ノ事務執行ノ

爲公署相互間又ハ公署ト第一次監督官廳
間ニ施設スル電信電話ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ之ヲ私設スルコトヲ得ルモノトシ
タルモ本案ニ於テハ其ノ必要ナシトシテ
之ヲ罷メ又現行規程ニ於テハ關東長官ニ
於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタル無線
電信又ハ無線電話ハ一般的ニ其ノ施設ヲ
許可シ得ルモノトセルモ本令ニ於テハ其
ノ許可ヲ受ケテ私設シ得ヘキ場合ヲ列擧
特定セリ

(三)現行規程ニ於テハ關東長官ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ私設通信ヲ公衆通信又ハ軍事
上必要ナル通信ノ用ニ供セシメ得ル規定
ノ外ニ斯カル場合ニハ吏員ヲ派遣シ
テ其ノ取扱ヲ爲サシムルヲ得ルノ一項ア
レトモ本令ニ於テハ此ノ項ヲ削除ス

(四)職務執行中ノ電信電話工夫配達夫配達用
車馬等カ道路ニ障碍アリテ通行シ難キ場
合ニ於テ私人ノ宅地田畑等ヲ通行スルノ
權利事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ私人ノ

助力ヲ求ムルノ權利並渡津、運河、道路、橋梁等ヲ無料ニテ通行シ且渡津ノ出船ヲ請求スルノ權利ニ關スル規定ハ民營ノ下ニ於テハ妥當ナラストシ孰レモ之ヲ置カサルコトトス

(五) 現行規程ニ於テハ鐵道用地及停車場建物ノ使用權、建物ノ建築改築命令權、鐵道用地内ニ電信線又ハ電話線ヲ施設シタル場合ニ於テ使用料ヲ支給セサルノ特權ニ關スル規定アルモ此ハ滿洲ニ於テハ會社トノ

交渉ニ依リ處理シ得ルモノニ付本令ニ於テハ之ヲ除キ又現行規程ニ於ケル通信專用物件ノ差押禁止及公課免除ノ特權ニ關スル規定ハ日滿協定ニ既ニ規定スル所アルヲ以テ重ネテ之ヲ置カサルコトトス

(六) 電信電話ノ取扱ニ關シ通信事業者ニ對シテ無能力者ノ爲シタル行爲ハ能力者ノ行爲ト看做ス旨、規定現行規程中ニ存スルモ本案ニ於テハ之ヲ置カス

(七) 電報ノ配達送達ノ停止不能配達電報ノ保

管及棄却料金請求權、除斥期間訴訟等ニ
關スル事項ハ會社ノ約款又ハ一般法令ノ
規定ニ委ヌルノ趣旨ヲ以テ本令ニ之ヲ規
定セス

(八) 國稅滯納處分ノ例ニ依ル電氣通信ニ關ス
ル料金ノ不納金額ノ徵收權及先取特權ニ
關スル規定ハ民營事業ニ對シテハ妥當ナ
ラサルニ付之ヲ認メサルコトトス

(九) 公衆通信ノ用ニ供スル無線通信施設ノ爲
船舶ノ一部ヲ使用シ又ハ特殊ノ設備ヲ命
スルノ權モ同様ニ本案ニ於テハ之ヲ認メ
サルコトトス

(十) 現行規程ニ於テハ電信電話ノ取扱ニ關シ
テハ政府ハ如何ナル損害ニ對シテモ賠償
ノ責ニ任セサルコトトセルモ本令ニ於テ
ハ通信事業者ハ關東長官ノ定ムル範圍内
ニ於テ損害賠償ノ責アルモトス

(十一) 罰則ニ付テハ本案ハ大體ニ於テ罰金刑ヲ
二倍ニ加重セリ又不法ニ電信電話ニ關ス
ル料金ヲ免レ又ハ他人ヲシテ免レシメタ

ル者ノ處罰ハ一般法令ニ依ルコトトシ本
令中ニ其ノ規定ヲ設ケス

(土)公衆通信又ハ軍事通信ノ用ニ供セラレタ
ル私設電信電話ニ政府施設ノ電信電話ニ
關スル規定ヲ準用スル旨ノ規定及帝國外
國間ニ於ケル通信ニ關シ別ニ特許ノ條款
ニ明文アルモノハ其ノ定ムル所ニ依ル旨ノ
規定ハ本令ニハ之ヲ設ケサルコトトス

要スルニ本件ハ滿洲ニ於ケル電氣通信事業
ニ付テハ日滿合辦ノ會社ヲ設ケ之ヲシテ經

理セシムルコト及之ニ商法其ノ他ノ法令ノ
規定ヲ適用スルコトノ根本ハ夫ノ日滿兩國
間ノ協定ノ定ムル所ナルカ本案ハ即チ同會
社ニ關スル專門的技術的ノ規定ヲ設ケムト
スルモノニシテ滿洲國側ニ於テモ之ト同様
ノ規定ヲ設クヘク兩々相俟テ此ノ會社ノ行
動ヲ規律スルコトト爲ルモノナリ
以上ノ三件ハ何レモ別ニ支障ノ廉ナキニ由
リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘシト思料ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(倉富)

別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省略シテ直ニ採決ニ付スヘシ本案賛成ノ各位ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(倉富)

全會一致可決セリ

○

議長

(倉富)

次ニ

臺灣總督府地方官官制中改正ノ件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シ

テ直ニ審査報告ヲ爲サシム

報告員(三上)

謹テ審査スルニ本案ノ内容ハ二

點アリ第一點ハ臺灣ニ於テ市ノ數ヲ増スコ

トニ關スルモノナリ即チ大正九年地方制度

ノ改正ニ際シ初メテ臺北臺中及臺南ノ三市

ヲ設ケ次テ大正十三年基隆及高雄ノ二街ヲ

昭和五年新竹及嘉義ノ二街ヲ夫々市ト爲シ

タリ然ルニ近時臺中州ノ彰化街及高雄州ノ

屏東街ノ發達顯著ニシテ市制ヲ施行スルヲ

相當トスルニ由リ茲ニ本案ヲ以テ市ノ數ヲ